「いか」の輸入割当てについて(追加)

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注意】

1.本輸入発表について

本輸入発表は、平成17年度「いか」の輸入発表(平成18年2月1日付け輸入発表第28号をいう。以下同じ。)の追加割当てです。また、本割当てでは、割当数量及び申請期日を第1次と第2次に分けて発表しております。特 に申請期日(詳細は2の(2)に記載)にご注意下さい。

2. 本輸入発表の先着順割当てについて

本輸入発表の先着順割当ての申請手続きでは、申請受付開始日(詳細は2の(2)に記載)に抽選を行いません。 申請受付開始日の申請については、登録締切日(第1次割当ては平成18年10月24日)までに、申込書面冒頭に 朱書きで「いか」と記載された往復はがき(別紙様式6)にて申請登録申込を受け、同申込者全員に申請登録番号を 付した上で、抽選日に行う公開抽選により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から申請を受け付け ます。ただし、当日に確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者以外の者については申請順位上位の者の申請 又は審査の結果、輸入割当限度数量の範囲内で余剰が生じ次第、経済産業省が個別に日時を指定の上、申請を受け付 けることとなります(詳細は6の(3)に記載)。

なお、第1次割当てのみの申請登録はできません。第1次割当ての申請登録を申し込んだ者は、第2次割当てにつ いても合わせて申請登録を申し込んだものとみなします。この場合の申請登録番号は、第1次割当てと第2次割当て で共通の番号を用いますので、はがきを2枚出す必要はありません。第1次割当ての申請登録番号を得れば、その番 号で第1次及び第2次割当ての抽選(つまり、2度の抽選)が行われます。第2次割当ての申請登録は、第1次割当 ての登録番号を得られなかった者のみを対象とするものとお考え下さい。

また、本輸入発表の先着順割当てに限り、過去の「いか」の輸入発表で商社割当てを受けた者であっても、当該割 当数量の消化状況によっては、申請可能です(詳細は1の(3)に記載)。来年度以降の「いか」の輸入発表では、 従来通りとする予定です。

3.需要者割当ての申請日について

本輸入発表では、複数期の割当てが並行して行われるため、需要者割当てについては、申請受付開始日(詳細は2 の(2)に記載)以外の日に申請を行った場合、輸入割当証明書の発券まで非常に時間がかかることが想定されます のでご留意ください。

4. その他

申請書類の審査をいたしますので、申請内容をよく理解した者がおいで下さい。なお、申請書類の不備等の場合又 は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分ご注意下さい。

先着順割当てにおいて、支配関係(発行済株式総数又は出資総額の2分の1超を保有又は出資する関係、役員総数 の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係)にある法人と法人は同一の法人とみなし、重複申請を認め ません。

本輸入発表に係る輸入割当証明書(IQ)と当該証明書に基づき取得した輸入承認証(IL)の有効期間は各々原 則6か月です。

また、先着順割当ての通関期間は輸入割当日から9か月です。ただし、申請受付開始日(詳細は2の(2)に記載) から1か月以上経過した後に申請した者にあっては、1か月経過するごとに通関期間を1か月ずつ短縮します。

全割当申請にかかる書類審査において申請書類を持参する者の身分確認を行いますので、申請書類を持参する者 は別紙様式5に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パ スポート)、年金手帳に限る。名刺は不可。)を併せてご用意下さい。

(1)需要者割当て

水産庁長官から発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給を受けた者から発注を受けた者

(2)漁業者割当て

漁業に関する協定等に基づき外国の沿岸水域で漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体であって、水産庁長官が認めたもの又は当該団体から発注を受けた者

(3) 先着順割当て

平成17年度「いか」の輸入発表又は本輸入発表に基づき1の需要者割当て及び漁業者割当てのいずれかを申請した者 又はする者以外の者であって、次のすべての要件を満たすもの

平成17年1月1日から申請日の前白までの期間に関税率表第1部から第4部までに属する貨物(食料品に限る。)を10万米ドル以上(ただし、申請受付2日目以降は10万米ドル未満であっても可とする。)輸入通関した実績を有し、いかを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められるもの(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)

本輸入発表日(平成18年10月4日)以降にいかの輸入契約を締結していること

申請受付開始日(2の(2) 又は で定める期間の開始日)に申請を行う者にあっては、登録締切日(第1次割当ては平成18年10月24日)までに、申込書面冒頭に朱書きで「いか」と記載した往復はがき(別紙様式6)にて経済産業省に対して申請登録を行い、申請登録番号を得ていること(詳細は6の(3)に記載)

の輸入契約に基づき輸入割当日から9か月(ただし、申請受付開始日(2の(2)の 又は で定める期間の開始日)から1か月以上経過した後に申請した者にあっては、1か月経過するごとに通関期間を1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関することが確実であると認められるもの

平成17年度「いか」の輸入発表又は本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを受けた者にあっては、申請日(登録日又は抽選日ではない。)前日までの輸入通関数量(消化実績)が各々の輸入割当数量の80%以上であること

2 書面申請手続

(1)提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(水産班)

電話 03(3501)1511 内線 3261

(2)申請受付期間

<第1次割当て>

1の(1)需要者割当てに該当する者

平成18年10月18日並びに平成18年10月19日から平成19年1月17日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。)の午前10時から正午まで(平成18年10月18日に限り、受付場所は、当省本館2階東3:2東3共用会議室。受付時間は、午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時まで)

1の(2)漁業者割当てに該当する者

平成18年10月5日から平成19年4月16日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日を除く。) の午前10時から正午まで

1の(3) 先着順割当てに該当する者

平成18年11月8日から平成19年1月7日まで(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から正午まで(平成18年11月8日に限り、受付場所は、当省本館2階東3:2東3共用会議室。受付時間は、午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時まで)

<第2次割当て>

1の(1)需要者割当てに該当する者

平成19年1月から4月を予定(平成18年12月中旬にお知らせする。)

1の(2)漁業者割当てに該当する者

平成19年1月9日から平成19年4月16日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日を除く。)の 午前10時から正午まで

1の(3) 先着順割当てに該当する者

平成19年1月から4月を予定(平成18年12月中旬にお知らせする。)

(3)申請書類

需要者割当てを申請する場合

- ア 輸入割当申請書(2通)
- イ 内示書に基づく発注書の原本及びその写し
- ウ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式5)

漁業者割当てを申請する場合

- (漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体)
- ア 輸入割当申請書(2通)
- イ 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
- ウ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式5)
- (当該団体から発注を受けた者)
- ア 輸入割当申請書(2通)
- イ 当該団体からの発注書の原本及びその写し
- ウ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式5)
- 1 先着順割当てを申請する場合
- 以下に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。
- ア 輸入割当申請書(2通)
- イ 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約 発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本 及びその写し
- ウ 1の(3)の にいう輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
 - ・ 輸入承認証の原本及びその写し
 - ・ 輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の原本及びその写し(輸入申告額が円表示の場合は通関時のレートで米ドル表示にすること。)

航空又は海上貨物通関情報処理システムにより輸入申告を行った者にあっては、輸入許可通知書の写し

- エ 1の(3)の にいう輸入通関した実績に係る貨物の輸入者(申請者)あてのインボイスの写し
- オ 1の(3)の にいう輸入通関した実績に係る貨物の船荷証券の写し
- カ いかを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式1)
- キ 1の(3)の にいう輸入通関した実績の表(別紙様式2)
- ク 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式5)
- ケ 申請受付開始日(第1次割当では平成18年11月8日、第2次割当では平成19年1月を予定)に申請する者にあっては、申請登録番号が記載された返信はがき
- 2 平成17年度「いか」の輸入発表又は本輸入発表に基づき既に輸入割当て(商社割当てを含む。)を受けている者が先着順割当てを申請する場合
- 以下に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。
- ア 輸入割当申請書(2通)
- イ 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約 発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本 及びその写し
- ウ 既に受けている輸入割当証明書の写し
- エ いかを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式1)
- 才 輸入割当消化状況集計表(別紙様式3)
- カ 輸入割当数量の80%以上を既に消化している(輸入通関している)輸入承認証の原本及びその写し
- キ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式5)
- ク 申請受付開始日(第1次割当では平成18年11月8日、第2次割当では平成19年1月を予定)に申請する者に あっては、申請登録番号が記載された返信はがき

からまでに掲げる書類の原本は、確認後直ちに返却する。

- 3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続(先着順割当てに係るものを除く。)
 - (1)申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本(法人の場合)、住民票(個人の場合)、返信用封筒(返信用切手を貼り、

宛先を記入したもの)、委任状 (法人代表以外の申請者の場合)、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用の FD (3.5 in ch、2 HD、1.4 4 MB フォーマット済みのもの)

外国法人、外国人の場合は、登記簿謄本、住民票に替えて、所在の証明できる書類

郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

その他、申請者の届出に係る運用は、平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7 号(特定手続等に係る申請者の届出について)の定めるところによる。

(2)申請手続

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。

(3)ダイヤルアップ申請

申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

ア ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

イ テキストエディタ

ウ XMLエディタ

受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。 インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5)品目コード

C S

(6)受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(7)申請受付時間

2の(2)の期日における毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで 受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間(申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。)

(8)添付書類

需要者割当てを申請する場合

ア 内示書に基づく発注書

漁業者割当てを申請する場合

(漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体)

ア 水産庁長官から認められたことを証する書類

(当該団体から発注を受けた者)

ア 当該団体からの発注書

平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)

規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書(様式自由)

上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg, jpg, gif, pdf, txt, htm, html, xml

電子申請における1申請の添付書類の受入可能容量は、10MBとする。なお、これを超える場合には送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

及び の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

4 内示書の交付

平成18年10月4日付け18水漁第1533号「いか発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

5 輸入割当限度数量

~ 笋 ′	ソヤ宝	当て >

N . WHI — C		
需要者割当て	1,500	メトリック・トン
漁業者割当て	5,000	<i>II</i>
先着順割当て	3,500	11
計	10,000	<i>II</i>
<第2次割当て>		
需要者割当て	7 5 0	メトリック・トン
漁業者割当て	2,500	<i>II</i>
先着順割当て	1,750	<i>II</i>
計	5.000	<i>II</i>

6 輸入割当基準

(1)需要者割当て

2の(3)の 又は3の(8)の により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった 数量を割り当てる。

なお、平成15年度「いか」の輸入発表(平成16年3月22日付け輸入発表第26号)に基づき需要者割当てを受けた者のうち、当該割当てを受けた日から平成17年11月30日までにいかの輸入通関数量(消化実績)が当該輸入割当数量の90%未満の者について、合理的な理由がないと認められる場合は、輸入割当申請数量は当該輸入通関数量(消化実績)を上限とする。

(2)漁業者割当て

200(3)0 又は30(8)0 により提出された水産庁長官が認めたことを証する書類又は発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

(3) 先着順割当て

本割当てでは、割当数量及び申請期日を第1次と第2次に分けて発表しております。下述で示されている期日についても、以下のとおり、第1次と第2次でそれぞれ異なりますので、ご注意下さい。

なお、第1次割当てのみの申請登録はできません。第1次割当ての申請登録を申し込んだ者は、第2次割当てについても合わせて申請登録を申し込んだものとみなします。この場合の申請登録番号は、第1次と第2次で共通の番号を用いますので、はがきを2枚出す必要はありません。第1次割当ての申請登録番号を得れば、その番号で第1次及び第2次割当ての抽選(つまり、2度の抽選)が行われます。第2次割当ての申請登録は、第1次割当ての登録番号を得られなかった者のみを対象とするものとお考え下さい。

	第1次割当て	第2次割当て
登録締切日	平成18年10月24日	平成18年11月14日
抽選日	平成18年10月30日	平成19年1月を予定(平成18年12月中旬にお知らせする。)
申請受付開始日	平成18年11月8日	平成19年1月を予定(平成18年12月中旬にお知らせする。)

1申請者1回当たりの割当数量は80トンを限度とし、契約数量の範囲内で申請のあった数量を5の輸入割当限度数量に達するまで申請順に輸入割当審査会議での審査を経て割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日(申請受付開始日を除く。)ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、輸入割当審査会議での審査を経て上位の者から輸入割当限度

数量に達するまで輸入割当てを行うこととする。

申請受付開始日に限り、同日に申請することを希望する者から、登録締切日までに、申込書面冒頭に朱書きで「いか」と記載された往復はがき(別紙様式6)にて申請登録申込(注1)を受け、登録締切日までに申請登録された者全てに申請登録番号を付し(注2)、抽選日に行う公開抽選(注3)により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から(注4)5の輸入割当限度数量に達するまで申請を受け付け、輸入割当審査会議での審査を経て輸入割当てを行うこととする。

なお、申請受付開始日は、当日に確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者のみ申請を受け付ける。当日に確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者以外の者については、申請受付開始日の翌日以降、申請順位上位の者の申請又は審査の結果、5の輸入割当限度数量の範囲内で余剰が生じ次第、個別に知らせた上で、当該者の中で申請順位上位の者から5の輸入割当限度数量に達するまで、申請受付開始日に申請を受け付けたものとして審査を行う(注5)

- (注1)申請登録申込は、日本郵政公社の発行する往復はがきを用い、申込書面の冒頭に朱書きで「いか」と記載の上、登録締切日までに経済産業省に必着すること。この際、各申請登録申込者は、当該申込に当たって、食料品10万米ドル以上の輸入通関実績を確認するとともに、予定申請数量も登録すること。なお、申請登録番号は、第1次割当てと第2次割当てで共通の番号を用いるので、はがきを2度出す必要はない。また、登録申込書の重要な点に不備(申込者名、住所、代表者名又は代表者印が記されていない場合をいう。)がある場合は、登録せずに返送する。代表者印の不備が多いので、特に留意すること。
- (注2) 登録締切日10日前以降に申請登録申込のはがきを発送した者にあっては登録締切日の2日後までに申請登録番号が付された返信はがきが送られてこない場合、 それ以外の者にあっては申請登録申込のはがきを発送した日以後2週間以内に申請登録番号が付された返信はがきが送られてこない場合は、登録締切日の3日後の午後3時までに貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(水産班)に問い合わせること(電話:03-3501-0532)。公開抽選が行われた日以降は、各個別の申請登録申込及び申請登録番号に関する問合せは受け付けない。なお、登録締切日までに申請登録申込が経済産業省に到着しない場合等公開抽選が行われるまでに申請登録番号を得られなかったことの責任は各申請登録申込者が負うこととする。
- (注3)公開抽選は、立会人同席のもと、抽選人が一連番号式抽選(詳細は本輸入発表と共に下述のホームページに掲載)により、第1次割当てについては当省本館2階東3:2東3共用会議室(第2次割当てについては12月中旬にお知らせする。)にて10時から行う(見学自由)。立会人及び抽選人は経済産業省の指定する者とし、申請登録申込者は抽選機の操作を行わない。申請登録申込者においては、公開抽選に来ないことによるいかなる不利益も受けない。

なお、公開抽選による抽選結果は、公開抽選が行われた日の翌日、経済産業省のホームページ (http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/e11015aj.html)に掲載するとともに、申請受付開始日に確実 に申請を受け付けることが可能な上順位の者については、個別にFAX等により知らせる。

- (注4)重複申請(申請登録を含む。)であることが確認された場合及び他の申請者(申請登録者を含む。)による資本 上の支配関係が認められた場合は当該者の申請順位(重複申請の場合は両申請順位)は無効とする。
- (注5)確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者であっても、申請受付開始日に申請に来なかった場合は、当該者の申請順位は無効とする。

確実に申請を受け付けることが可能な上順位の者以外の者のうち、申請受付が可能であるとして経済産業省から 個別に知らせを受けた者であっても、経済産業省が指定する日に申請に来なかった場合は、当該者の申請順位は無 効とする。

7 関税率表の番号等、商品名及び数量の表示単位

関税率表 商品名 数量の表示単位

の番号等

03・07 活、生鮮、冷蔵、冷凍、 キログラム

塩蔵及び塩水づけのいか

8 原産地

6により割当てを受けて輸入することができる国又は地域は別表のとおりとする。

- 9 その他の注意事項
 - (1) 先着順割当てを受けた者は、

輸入割当日から9か月(ただし、申請受付開始日(2の(2)の 又は で定める期間の開始日)から1か月以上経過した後に申請した者にあっては、1か月経過するごとに通関期間を1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関すること。

提出した輸入契約書の契約内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを速やかに貿易経済協力 局貿易管理部貿易審査課農水産室(水産班)へ提出すること。 の期間に当該輸入割当証明書の に記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の 有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面(不使 用報告書)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(水産班)へ提出すること。

(2)この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書 (別紙様式4)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(水産班)へ提出すること。

なお、先着順割当てを受けた者にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する L / C 等の書類の写し (輸入承認証との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号を余白に明記すること。)を併せて提出すること。

- (3)上記のほか、提出のあった書類の原本等輸入割当てに際し必要な書類の提出を求めることがある。
- (4)上記の報告書及び書類の提出を行わなかったときは、来年度の輸入割当てを行わないことがある。
- (5)郵送による申請は、原則として認めない。なお、先着順割当てに係る申請登録申込の場合は郵送とする。
- (6) 需要者割当てを受ける場合であって、2以上の団体から発注を受けた者は、申請を一本化し、1申請で提出すること。
- (7)本輸入発表により輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び当該割当品目の割当数量を 公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関数量(消化実績)についても、来年度輸入発表以降に公表する。

- (8)規則別表第1又は別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合に係る輸入承認申請は、電子申請の対象外とする。
- (9)電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照すること。

〔別紙様式1〕

いかを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

	垻		1			L1	מ׳	
(1)	社		名					
(2)	登記簿上		と名・ 対明記 一					
(3)	実際の営	業場所 (同	上)					
(4)	電	話番	号					
(5)	代	表	者	氏 名	専従、非専	従の別	非専従の場合 兼職先の名称 及び兼職先に おける役職名	兼職先のいかの 輸入割当の有無
					専・	非		有・無
					專 ·	非		有・無
					専・	非		有・無
(6)	その	他 の 役	員		専・	非		有・無
(0)	-C 0)	ען 07 און 07	只		専・	非		有・無
					專 ·	非		有・無
					専・	非		有・無
(7)	専 従	の職員	数		 名	٦٢		13 700
(8)	いかの担	当の役員及び職	戦員の氏名	(担当役員氏名)	(担当職員氏名)
				氏 名	持 株 数	持株数 総株数 占める 率	(に 企業で	ある場合には、 輸入割当の有無
	1.0 . 144 15	(- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_				% 有	· 無
(9)	株主構成	持株数の順 上位 5 名を					% 有	· 無
		_					% 有	· 無
							% 有	· 無
							% 有	· 無
(10)	$\lceil \ \ , \ \ ,$	入代金の決済方 、 のいず つけること	_	L / C (開記 T / T B / C	段銀行:		開設依頼人: その他)
(11)	国。	为 販 売	先	社	名	種	別	数量

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可 · 否 〔 親会社 〕 ホルダー 非ホルダー	
独立の事務所	可・否	株主構成	可 · 否 〔 親会社 〕 ホルダー 非ホルダー	
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可 · 否 〔1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり	

- (注)1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務の場合であっても、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)。
 - 2 (11)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。
 - 3 株式上場会社にあっては(6)の欄はいかの担当役員のみ記せばよい。
 - 4 用紙は、A列4番縦長とすること。
 - 5 (6)及び(11)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

法人の場合

(株式上場会社)

・ 直近 1 か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代 用することができる。)

(その他の者)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出した確定申告書のうち別表一の写し
- ・ 直近1か年の決算報告書

法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し
- ・ 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類が平成18年10月1日以降の輸入割当申請で既に提出したものと同一の場合には、当該書類についてはその旨を記載した理由書により代用することができる。

輸入通関実績表(平成17年1月1日から申請日の前日まで)

住 所 会 社 名

輸入承認証又は輸入申告書					輸	λ		通	関	実	績		
番	号	金	額	通関年月日		商	品	名	数	量		金	額
									*	ログラム			米ドル
合	計												

住所会社名

(平成 年 月 日現在)

単位:kg

(平成年月日現在)		
期別区分	1 7 年度	17年度(追加)
輸入割当年月日		
輸入割当証明書番号		
輸入割当数量		
輸入承認数量		
18年5月分		
6月分		
輸 7月分		
8月分		
9月分		
関 10月分		
実 11月分		
績 12月分		
19 年 1月分		
合計(18年5月 ~19年1月)		
輸入消化率 ÷ = %		

「いか」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	CS - (AE) - (5B) -
割 当 方 式 (該当を 囲み)	需要者 ・ 漁業者 ・ 先着順
割当日	平成 年 月 日
割当数量 (KGS) (A)	

提	出	年	月	日	
住				所	
슰		社		名	
担	当	ī	彗	名	
電				話	
F		Α		Χ	

年		通関実績											年計	累計	残量	消化率 (%)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1~12月)	(B)	(A)-(B)	(B)/(A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を 囲み) 有効 ・ 失効

失効とは次のいずれかの場合 割当数量全量を消化した(消化率100%)場合 ILの有効期限が到来した場合 先着順割当てにあっては、次の2種類の書類を添付して下さい。

輸入承認証(IL)の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有・無()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有・無()

各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出して下さい。 (注)用紙は、A列4番横長とすること。

г		LП	+*	式	_	
	ĦΠ	ΙZΗ	V=2:	Ι	5	- 1
	JJ'J	ハレ	175	エレ	_	- 1

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名 記名押印 又は署名 資 格

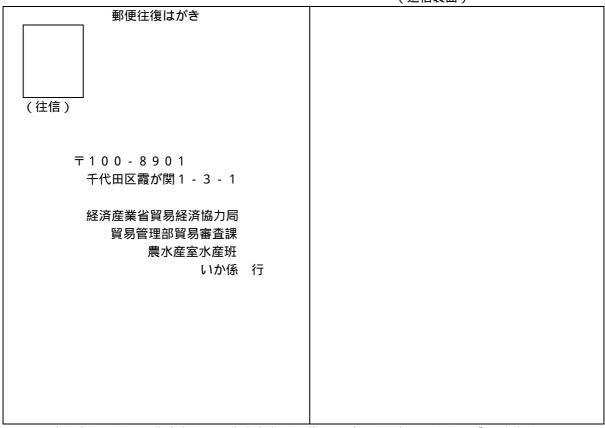
下記の者は当社の社員であることを証明し、平成18年10月4日付け輸入発表第16号に基づく、「いか」の輸入割当を申請します。

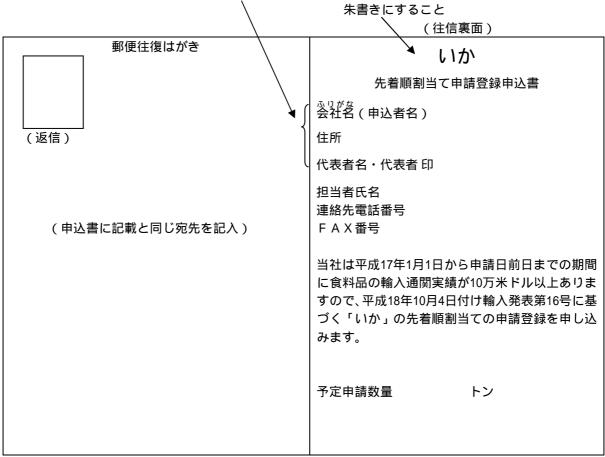
なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名





- (注) 1 日本郵政公社の発行する往復はがきを使用すること。
 - 2 申請登録申込書面(往信裏面)の冒頭に朱書きで「いか」と記載すること。
 - 3 登録申込書の重要な点に不備(申込者名、住所、代表者名又は代表者印が記されていない場合をいう。)がある場合は、登録せずに返送する。<u>代表者印の不備が多いので、特に留意すること</u>。
 - 4 申請登録番号は、第1次割当てと第2次割当てで共通の番号を用いるため、はがきを2枚出さないこと。

原産地一覧表

(アジア州)

イエメン、イラン、インド、インドネシア、カンボジア、クウェート、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、大韓民国、中華人民共和国、トルコ、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、 デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴ ビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、 ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、仏領ギアナ

(アフリカ州)

ガーナ、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、セネガル、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック諸島、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ島、ニューカレドニア(仏)、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア